

### 10.8.3 環境保全のための措置

#### (1) 工事の完了後

工事の完了後における景観への影響を最小限にとどめるため、以下に示す環境保全措置を講じることにします。

#### 【予測に反映した措置】

- ・平面構造の車道の両側に可能な限り植樹帯を設け（中央帯に植栽がある区間については、車道の両側に植樹帯を設けない区間が一部あります。）、周辺の緑との連続性の確保に努めます。
- ・可能な限り既存街路樹の保全を行います。
- ・電線類の地中化を図り、快適な道路空間の確保に努めます。

### 10.8.4 評価

#### (1) 環境影響の程度

評価の指標は、「公共事業景観形成指針(公共事業の景観づくり指針)」に定められた道路・鉄道・モノレールに係る景観づくり指針に基づき、「景観の連続性に配慮しながら、快適性や個性(地域の特性)の創出に工夫すること」としました。

予測・評価項目、 予測事項	環境影響の程度		
	トンネル等区間		
	【A案】既定都市計画案	【B案】南側変更案	
景観	<b>【工事の完了後】</b> 計画道路の存在による主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度	—	— 事業の実施に伴い、トンネル坑口及びトンネル取付部が新たに出現し、現況の往復2車線道路が4車線道路となりますが、主要な景観構成要素である「多摩弾薬庫跡の樹林」及び地域景観を構成する樹林は改変されません。 なお、平面構造の車道の両側に植樹帯を設け、周辺の緑との連続性を確保します。また、周辺景観に配慮し、電線類の地中化を進めます。 以上のことから、主要な景観の構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度は小さいと予測します。
	<b>【工事の完了後】</b> 計画道路の存在による代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度	—	— 事業の実施に伴い、往復4車線の計画道路が出現するとともに中央部にトンネルの坑口が現れ、眺望に変化が生じます。 既存の街路樹を可能な限り保全するとともに、計画道路の車道の両側に植樹帯を設けることで連続した緑が出現します。 また、周辺景観に配慮し、電線類の地中化を進めます。 以上のことから、周辺景観との調和が図られ、眺望の変化の程度は小さいと予測します。
		以上のことから、評価の指標とした「公共事業景観形成指針(公共事業の景観づくり指針)」に基づく「景観の連続性に配慮しながら、快適性や個性(地域の特性)の創出に工夫すること。」を満足します。	

予測・評価項目、 予測事項		環境影響の程度	
		標準区間	
景観	【工事の完了後】 計画道路の存在による主要な景観の構成要素の 改変の程度及び その改変による 地域景観の特性 の変化の程度	<p>事業の実施に伴い、現況の往復2車線道路が4車線道路となりますが、主要な景観構成要素である「向陽台地区の建物・まちなみ」及び地域景観を構成する樹林は改変されません。</p> <p>なお、平面構造の車道の両側に植樹帯を設け、周辺の緑との連続性を確保します。ただし、中央帯に植栽がある区間については、一部植樹帯を設けない区間があります。また、周辺景観に配慮し、電線類の地中化を進めます。</p> <p>以上のことから、主要な景観の構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度は小さいと予測します。</p>	
	【工事の完了後】 計画道路の存在による代表的な 眺望地点からの 眺望の変化の程度	<p>事業の実施に伴い、往復4車線の計画道路が出現し、眺望に変化が生じます。既存の街路樹を可能な限り保全するとともに、計画道路の車道の両側に植樹帯を設けることで連続した緑が出現します。</p> <p>以上のことから、周辺景観との調和が図られ、眺望の変化の程度は小さいと予測します。</p>	
		<p>以上のことから、評価の指標とした「公共事業景観形成指針(公共事業の景観づくり指針)」に基づく「景観の連続性に配慮しながら、快適性や個性(地域の特性)の創出に工夫すること。」を満足します。</p>	

## (2)環境配慮目標の達成の程度

景観における環境配慮目標は、「地域の特性に応じた景観形成への配慮」としました。環境配慮目標の達成の程度を次に示します。

予測・評価項目、 環境配慮目標		環境配慮目標の達成の程度	
		トンネル等区間	
		【A案】既定都市計画案	【B案】南側変更案
景観	地域の特性に応じた景観形成への配慮	—	—
		<p>既存の街路樹を可能な限り保全するとともに、平面構造の車道の両側に植樹帯を設け、周辺の緑との連続性を確保するとともに、周辺景観に配慮し、電線類の地中化を進めます。</p>	

予測・評価項目、 環境配慮目標		環境配慮目標の達成の程度	
		標準区間	
景観	地域の特性に応じた景観形成への配慮	<p>既存の街路樹を可能な限り保全するとともに、平面構造の車道の両側に植樹帯を設け(中央帯に植栽がある区間については、車道の両側に植樹帯を設けない区間が一部あります。)、周辺の緑との連続性を確保するとともに、周辺景観に配慮し、電線類の地中化を進めます。</p>	

## 10.9 史跡・文化財

### 10.9.1 現況調査

#### (1)調査事項

計画道路では、図 10.9-1 に示すとおり、周知の埋蔵文化財包蔵地を通過・近接・重複するため、工事の施行に伴う影響が考えられます。したがって、以下の調査項目を選定しました。

- ア 埋蔵文化財包蔵地の状況
- イ 法令による基準等

#### (2)調査地域

調査地域は、図 10.9-1 に示す計画道路が通過・近接・重複する周知の埋蔵文化財包蔵地としました。

#### (3)調査方法

##### ア 埋蔵文化財包蔵地の状況

既存資料の収集・整理を行いました。

##### イ 法令による基準等

関係法令の基準等の内容を整理しました。

#### (4)調査結果

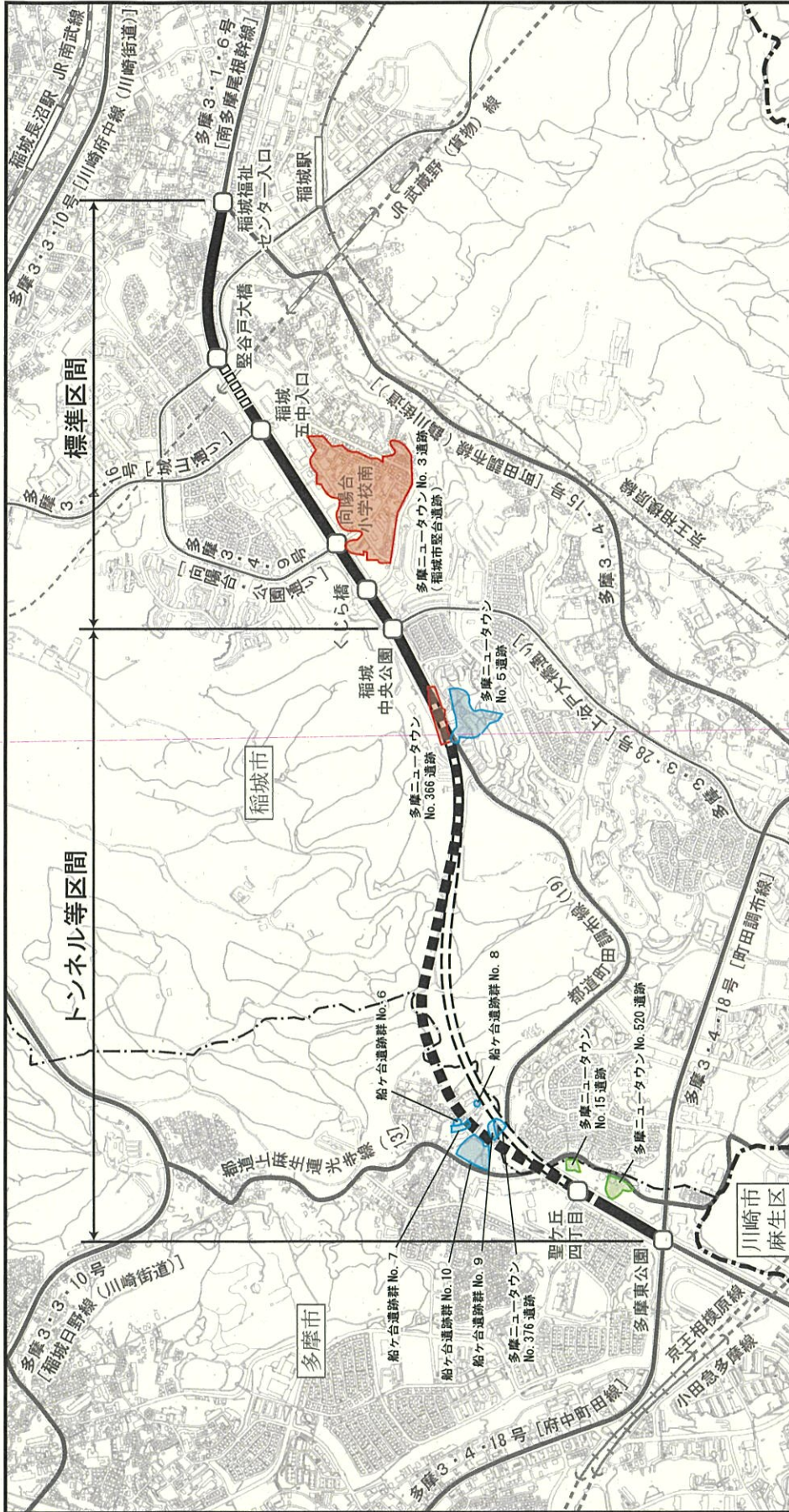
##### ア 埋蔵文化財包蔵地の状況

計画道路周辺の埋蔵文化財包蔵地は、表 10.9-1、表 10.9-2 及び図 10.9-1 に示すとおりです。

トンネル等区間では、多摩ニュータウン No. 366 遺跡の埋蔵文化財包蔵地を通過し、多摩ニュータウン No. 520 遺跡、No. 15 遺跡の 2 箇所 of 埋蔵文化財包蔵地に近接するほか、船ヶ台遺跡群 No. 10、No. 9、No. 7、No. 6、No. 8、多摩ニュータウン No. 376 遺跡、No. 5 遺跡の 7 箇所 of 埋蔵文化財包蔵地に重複します。

標準区間では、多摩ニュータウン No. 3 (稲城市豎台遺跡) 遺跡の埋蔵文化財包蔵地を通過します。





凡例

- 計画道路 (平面構造)
- 計画道路 (トンネル構造 (A案 既定都市計画案))
- 計画道路 (トンネル構造 (B案 南側変更案))
- 計画道路 (橋梁構造)
- 都県界
- 市界
- 道路 (主要地方道・一般道道)
- 道路 (計画道路と交差する主な市道)

- 交差点
- 鉄道
- 埋蔵文化財包蔵地 (計画道路が通過するもの)
- 埋蔵文化財包蔵地 (計画道路が近接するもの)
- 埋蔵文化財包蔵地 (計画道路が重複するもの)

1:20,000



図 10.9-1 計画道路が通過・近接・重複する埋蔵文化財包蔵地

資料：「東京都道路情報インターネット情報サービス」  
(平成 30 年 12 月閲覧 東京都教育庁ホームページ)

表 10.9-1 計画道路（トンネル等区間）に係る埋蔵文化財包蔵地（遺跡）

計画道路の 通過・近接・ 重複	名 称	所在地	遺跡の概要	時代
通過	多摩ニュータウン No. 366 遺跡	稲城市 長峰三丁目	[縄文時代]集石 集石土坑 陥し穴 [平安時代]住居 堅穴状遺構 土坑 溝 [中世]～[近世]土坑 井戸 炭窯 溝	[旧石器時代] [縄文時代（早期～後期）] [平安時代][中世] [近世]
近接	多摩ニュータウン No. 520 遺跡	稲城市 若葉台四丁目	[縄文時代]住居跡 墓壙 土器埋設土坑 集石 焼土跡 ピット群 陥し穴土坑 土器捨て場 [平安時代]長方形土坑 円形土坑 [近世]建物跡 炭焼窯 土坑 溝	[縄文時代（早期～中期）] [弥生時代][平安時代] [近世]
	多摩ニュータウン No. 15 遺跡	多摩市 聖ヶ丘五丁目	[縄文時代]土坑	[縄文時代（早期～中期）] [平安時代]
重複	船ヶ台遺跡群 No. 10	多摩市 連光寺六丁目	—	[縄文時代（中期）] [平安時代]
	船ヶ台遺跡群 No. 9	多摩市 連光寺六丁目	—	[平安時代]
	多摩ニュータウン No. 376 遺跡	稲城市 坂浜	—	[平安時代]
	船ヶ台遺跡群 No. 7	多摩市 連光寺六丁目	—	[縄文時代（前期）]
	船ヶ台遺跡群 No. 6	多摩市 連光寺六丁目	—	[縄文時代（前期）] [平安時代]
	船ヶ台遺跡群 No. 8	多摩市 連光寺六丁目	—	[縄文時代（前期）] [平安時代]
	多摩ニュータウン No. 5 遺跡	稲城市 長峰二丁目 長峰三丁目	[縄文時代]住居 集石 土坑 [古墳時代]土坑 [平安時代]住居 焼土 ピット 柱穴群 土坑 溝 工房 [近世]建物 貯蔵穴 土坑 井戸 段切状遺構 墓	[旧石器時代] [縄文時代（早期～後期）] [弥生時代（中期）] [古墳時代] [奈良時代][平安時代] [中世][近世]

注)計画道路の通過とは、計画道路の平面構造が埋蔵文化財包蔵地を通過すること、近接とは計画道路が埋蔵文化財包蔵地と近接していること、重複とは計画道路のトンネル構造が埋蔵文化財包蔵地を通過することをいいます。

資料：「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」（平成 30 年 12 月閲覧 東京都教育庁ホームページ）

表 10.9-2 計画道路（標準区間）に係る埋蔵文化財包蔵地（遺跡）

計画道路の 通過	名 称	所在地	遺跡の概要	時代
通過	多摩ニュータウン No. 3 遺跡 (稲城市堅台遺跡)	稲城市 百村	[縄文時代]住居跡 堅穴状遺構 集石 陥し穴 土坑 ピット群 [古墳時代]住居 溝 [奈良時代][平安時代]住居跡 掘立柱建物 址 土坑 溝 製鉄遺構 [中世]土坑 地下式土坑 [近世]土壙 井戸 溝	[縄文時代（前期～中期）] [奈良時代][平安時代] [中世][近世]

注)計画道路の通過とは、計画道路の平面構造が埋蔵文化財包蔵地を通過することをいいます。

資料：「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」（平成 30 年 12 月閲覧 東京都教育庁ホームページ）

## イ 法令による基準等

周知の埋蔵文化財包蔵地において開発行為を実施する場合は、文化財保護法に基づき、「現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。」とされています。

また、工事の施行中に埋蔵文化財等を発見した場合は、その現状を変更することなく、教育委員会へ遅滞なく報告し、文化財保護法に基づき適切な措置を講じる必要があります。

## 10.9.2 予測

### (1) 予測事項

予測事項は、工事の施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の改変の程度としました。

### (2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、工事の施行中としました。

### (3) 予測地域

予測地域は、調査地域と同様としました。

### (4) 予測方法

予測方法は、埋蔵文化財包蔵地の分布図と計画道路とを重ね合わせる方法で実施しました。

### (5) 予測結果

工事の施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の予測結果は、表 10.9-3 に示すとおりです。

表 10.9-3 工事の施行中の埋蔵文化財包蔵地の予測結果

予測事項	トンネル等区間	
	【A案】既定都市計画案	【B案】南側変更案
工事の施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の改変の程度	<p>多摩ニュータウン No. 366 遺跡の埋蔵文化財包蔵地を通過するほか、多摩ニュータウン No. 520 遺跡、No. 15 遺跡の2箇所の埋蔵文化財包蔵地に近接し、<u>船ヶ台遺跡群 No. 10、No. 9、No. 7、No. 6、多摩ニュータウン No. 376 遺跡、No. 5 遺跡の6箇所の埋蔵文化財包蔵地に重複します。</u></p> <p>これらの埋蔵文化財包蔵地における工事に先立ち、文化財保護法に基づき、必要な届出や協議を都教育委員会及び市教育委員会に行うなどの適切な措置を講じます。</p> <p>なお、工事の施行中に未周知の埋蔵文化財等が確認された場合は、速やかに教育委員会等関係機関に報告し、関係法令に基づき適切な措置を講じます。</p> <p>以上のことから、工事の施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の改変の程度は小さいと予測します。</p>	<p>多摩ニュータウン No. 366 遺跡の埋蔵文化財包蔵地を通過するほか、多摩ニュータウン No. 520 遺跡、No. 15 遺跡の2箇所の埋蔵文化財包蔵地に近接し、<u>船ヶ台遺跡群 No. 9、No. 8、多摩ニュータウン No. 376 遺跡、No. 5 遺跡の4箇所の埋蔵文化財包蔵地に重複します。</u></p> <p>これらの埋蔵文化財包蔵地における工事に先立ち、文化財保護法に基づき、必要な届出や協議を都教育委員会及び市教育委員会に行うなどの適切な措置を講じます。</p> <p>なお、工事の施行中に未周知の埋蔵文化財等が確認された場合は、速やかに教育委員会等関係機関に報告し、関係法令に基づき適切な措置を講じます。</p> <p>以上のことから、工事の施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の改変の程度は小さいと予測します。</p>

予測事項	標準区間
工事の施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の改変の程度	<p>多摩ニュータウン No. 3 (稲城市堅台遺跡) 遺跡の1箇所の埋蔵文化財包蔵地を通過します。</p> <p>この埋蔵文化財包蔵地における工事に先立ち、文化財保護法に基づき、必要な届出や協議を都教育委員会及び市教育委員会に行うなどの適切な措置を講じます。</p> <p>なお、工事の施行中に未周知の埋蔵文化財等が確認された場合は、速やかに教育委員会等関係機関に報告し、関係法令に基づき適切な措置を講じます。</p> <p>以上のことから、工事の施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の改変の程度は小さいと予測します。</p>



### 10.9.3 環境保全のための措置

#### (1) 工事の施行中

工事の施行中における、史跡・文化財への影響を最小限にとどめるため、以下に示す環境保全措置を講じることとします。

#### 【予測に反映した措置】

- ・計画道路が通過、近接または重複する周知の埋蔵文化財包蔵地における工事に先立ち、文化財保護法に基づき、必要な届出や協議を都教育委員会及び市教育委員会に行うなどの適切な措置を講じます。
- ・工事の施行中に未周知の埋蔵文化財等が確認された場合は、速やかに教育委員会等関係機関に報告し、関係法令に基づき適切な措置を講じます。

### 10.9.4 評価

#### (1) 環境影響の程度

評価の指標は、「文化財保護法等に定める規定を遵守すること」としました。

予測・評価項目、 予測事項	環境影響の程度	
	トンネル等区間	
	【A案】既定都市計画案	【B案】南側変更案
<b>【工事の施行中】</b> 工事の施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の改変の程度  史跡・文化財	ー 多摩ニュータウン No. 366 遺跡の埋蔵文化財包蔵地を通過するほか、多摩ニュータウン No. 520 遺跡、No. 15 遺跡の2箇所の埋蔵文化財包蔵地に近接し、船ヶ台遺跡群 No. 10、No. 9、No. 7、No. 6、多摩ニュータウン No. 376 遺跡、No. 5 遺跡の6箇所の埋蔵文化財包蔵地に重複します。 これらの埋蔵文化財包蔵地における工事に先立ち、文化財保護法に基づき、必要な届出や協議を都教育委員会及び市教育委員会に行うなどの適切な措置を講じます。 なお、工事の施行中に未周知の埋蔵文化財等が確認された場合は、速やかに教育委員会等関係機関に報告し、関係法令に基づき適切な措置を講じます。 以上のことから、評価の指標とした「文化財保護法等に定める規定を遵守すること」を満足します。	ー 多摩ニュータウン No. 366 遺跡の埋蔵文化財包蔵地を通過するほか、多摩ニュータウン No. 520 遺跡、No. 15 遺跡の2箇所の埋蔵文化財包蔵地に近接し、船ヶ台遺跡群 No. 9、No. 8、多摩ニュータウン No. 376 遺跡、No. 5 遺跡の4箇所の埋蔵文化財包蔵地に重複します。 これらの埋蔵文化財包蔵地における工事に先立ち、文化財保護法に基づき、必要な届出や協議を都教育委員会及び市教育委員会に行うなどの適切な措置を講じます。 なお、工事の施行中に未周知の埋蔵文化財等が確認された場合は、速やかに教育委員会等関係機関に報告し、関係法令に基づき適切な措置を講じます。

注)◎印:他の計画案に比べ大いに優れています。ー印:他の計画案と同じ又はほとんど差がありません。

△印:他の計画案に比べ劣っています。(+)印:他の計画案と比べ優れるものの有意な差ではありません。

予測・評価項目、 予測事項	環境影響の程度
	標準区間
<b>【工事の施行中】</b> 工事の施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の改変の程度  史跡・文化財	多摩ニュータウン No. 3 (稲城市堅台遺跡) 遺跡の1箇所の埋蔵文化財包蔵地を通過します。 この埋蔵文化財包蔵地における工事に先立ち、文化財保護法に基づき、必要な届出や協議を都教育委員会及び市教育委員会に行うなどの適切な措置を講じます。 なお、工事の施行中に未周知の埋蔵文化財等が確認された場合は、速やかに教育委員会等関係機関に報告し、関係法令に基づき適切な措置を講じます。 以上のことから、評価の指標とした「文化財保護法等に定める規定を遵守すること」を満足します。

(2)環境配慮目標の達成の程度

史跡・文化財における環境配慮目標は、「東京都環境基本計画」（平成 28 年 3 月 東京都）における環境の確保に関する配慮との整合を図ることとしました。環境配慮目標の達成の程度を次に示します。

予測・評価項目、 環境配慮目標		環境配慮目標の達成の程度	
		トンネル等区間	
		【A案】既定都市計画案	【B案】南側変更案
史跡・ 文化財	歴史的・文化的遺産が存在するところでは開発に当たって適切に保全	—	—
		埋蔵文化財包蔵地が存在する箇所については、工事に先立ち、文化財保護法に基づき、必要な届出や協議を都教育委員会及び市教育委員会に行うなどの適切な措置を講じます。 なお、工事の施行中に未周知の埋蔵文化財等が確認された場合は、速やかに教育委員会等関係機関に報告し、関係法令に基づき適切な措置を講じます。	

注)◎印:他の計画案に比べ大いに優れています。—印:他の計画案と同じ又はほとんど差がありません。

△印:他の計画案に比べ劣っています。 (+)印:他の計画案と比べ優れるものの有意な差ではありません。

予測・評価項目、 環境配慮目標		環境配慮目標の達成の程度	
		標準区間	
史跡・ 文化財	歴史的・文化的遺産が存在するところでは開発に当たって適切に保全	埋蔵文化財包蔵地が存在する箇所については、工事に先立ち、文化財保護法に基づき、必要な届出や協議を都教育委員会及び市教育委員会に行うなどの適切な措置を講じます。 なお、工事の施行中に未周知の埋蔵文化財等が確認された場合は、速やかに教育委員会等関係機関に報告し、関係法令に基づき適切な措置を講じます。	



## 10.10 廃棄物

### 10.10.1 現況調査

#### (1) 調査事項

工事の施行に伴い建設廃棄物及び建設発生土が生じるため、以下の調査項目を選定しました。

- ア 撤去建造物及び伐採樹木等の状況
- イ 建設発生土の状況
- ウ 廃棄物の処理の状況
- エ 法令による基準等

#### (2) 調査地点

調査地域は、計画道路としました。

#### (3) 調査方法

##### ア 撤去建造物及び伐採樹木等の状況

事業計画の収集・整理を行いました。

##### イ 建設発生土の状況

事業計画及び既存資料の収集・整理を行いました。

##### ウ 廃棄物の処理の状況

既存資料の収集・整理を行いました。

##### エ 法令による基準等

循環型社会形成推進基本法等の関係法令について整理しました。

#### (4) 調査結果

##### ア 撤去建造物及び伐採樹木等の状況

計画道路の事業実施に伴って、既設舗装の撤去工事などから発生する主な廃棄物として、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、ガードレール等の鉄製金属などがあります。

##### イ 建設発生土に関する状況

計画道路の施行に伴う掘削土砂の性状は、平面構造はローム層及び出店層（砂質土や粘性土）であり、トンネル構造は稲城層（砂質土）と考えられます（表 10.4-3（183 ページ）参照）。

##### ウ 廃棄物の処理の状況

「東京都建設リサイクル推進計画」に示されている建設廃棄物実態調査結果によると、平成 24 年度の都関連工事の再資源化率及び再資源化・縮減率（以下、再資源化率等といいます。）の実績値（平成 24 年度）は、表 10.10-1 に示すとおりです。

表 10.10-1 東京都関連工事の再資源化率等の実績

対象品目	実績値 (平成 24 年度)
建設廃棄物	98%
アスファルト・コンクリート塊	99%
コンクリート塊	99%
建設発生木材	95%
建設泥土	87%

資料：「東京都建設リサイクル推進計画」（平成 28 年 4 月 東京都都市整備局）

## エ 法令による基準等

廃棄物に係る主な法令については、以下のとおりです。

循環型社会形成推進基本法(平成 12 年法律第 110 号)は、廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備と相まって、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」の形成に向け実効ある取組の推進を図るものです。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び東京都廃棄物条例では、事業者の責務として、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関する施策に協力しなければならないとしています。

資源の有効な利用の促進に関する法律(通称：資源有効利用促進法)(平成 3 年法律第 48 号)においては、事業者の責務として建設工事の発注に際しての原材料等の使用の合理化並びに再生資源及び再生部品の利用、建設工事に係る副産物の全部又は一部の再生資源としての利用を促進するように努めなければならないとしています。

また、当該法律の規定に基づき定められた、「資源の有効な利用の促進に関する基本方針」(平成 18 年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号)では、上記による利用を総合的かつ計画的に推進するため、必要な事項を定めています。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(通称：建設リサイクル法)(平成 12 年法律第 104 号)においては、建設工事の注文者の責務として、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に努めなければならないとしています。国等による環境物品等の調達を推進等に関する法律(通称：グリーン購入法)(平成 12 年法律第 100 号)では、国などが再生品などの環境にやさしい物品(環境物品)の調達を調達方針に基づき率先的に推進し、グリーン購入に役立つ情報の提供の推進を図るものです。

そのほか、「東京都建設リサイクル推進計画」では、都内における社会資本等の整備、更新等を遅滞なく円滑に進め、東京の持続的な発展を目指すため、建設資材の物質収支が循環利用の形態をとるよう誘導を図り、建設資源循環の仕組みを構築するとしています。

この計画で示される東京都関連工事の再資源化等率の目標値を、表 10.10-2 に示します。

表 10.10-2 東京都関連工事の再資源化率等又は有効利用率の目標値

対象品目		目標値(平成 30 年度)	目標値(令和 2 年度)
建設廃棄物		99%	99%
建設発生土	アスファルト・コンクリート塊	99%以上	99%以上
	コンクリート塊	99%以上	99%以上
	建設発生木材	99%以上	99%以上
	建設泥土	97%	98%
	建設混合廃棄物	排出率	1.0%未満
再資源化・縮減率		82%	83%
建設発生土		99%以上	99%以上

資料：「東京都建設リサイクル推進計画」（平成 28 年 4 月 東京都都市整備局）

上記計画の具体的施策の一つとして「東京都建設リサイクルガイドライン」（平成 29 年 12 月 東京都）が策定されており、当該ガイドラインでは、事前調査、リサイクル計画、情報システム活用、利用調整、適正な分別解体等及び再資源化等、建設グリーン調達、実施状況の把握等の具体的な実施事項が記載されています。

「東京都における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」（平成 14 年 5 月 東京都都市整備局）では、都内で施行される対象建設工事における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の促進等の実施に関する都の方針を示すとともに、建設工事各段階において関わるそれぞれの関係者の役割及び責務を示しています。

また、多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(平成 5 年多摩市条例第 3 号)、稲城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(平成 4 年稲城市条例第 32 号)では、廃棄物の発生を抑制し、及び再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用されるまちづくりを図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的としています。

## 10.10.2 予測

### (1) 予測事項

予測事項は、計画道路の工事の施行に伴う建設廃棄物及び建設発生土の排出量、再資源化量、有効利用量及び処理・処分方法としました。

### (2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、工事の施行中の建設廃棄物及び建設発生土が発生する期間としました。

### (3) 予測地域

予測地域は、調査地域と同様としました。

### (4) 予測方法

予測は、事業計画の内容に基づき、建設廃棄物及び建設発生土の排出量を可能な範囲で定量的に算出する方法としました。

### (5) 予測結果

計画道路の工事の施行に伴い発生する建設廃棄物及び建設発生土の排出量は、表 10.10-3 に示すとおりです。

表 10.10-3 工事の施行に伴う建設廃棄物及び建設発生土の排出量の予測結果

区分	項目	トンネル等区間		標準区間	再資源化率 又は 有効利用率
		【A案】 既定都市計画案	【B案】 南側変更案		
建設 廃棄 物	アスファルト・ コンクリート塊	約 4,200m <sup>3</sup>	約 4,200m <sup>3</sup>	約 5,800m <sup>3</sup>	99%以上
	コンクリート塊	約 500m <sup>3</sup>	約 500m <sup>3</sup>	約 800m <sup>3</sup>	99%以上
	計	約 4,700m <sup>3</sup>	約 4,700m <sup>3</sup>	約 6,600m <sup>3</sup>	99%以上
	建設発生土	約 398,700m <sup>3</sup>	約 383,700m <sup>3</sup>	約 30,700m <sup>3</sup>	99%以上
	撤去路盤	約 4,100m <sup>3</sup>	約 4,100m <sup>3</sup>	約 4,400m <sup>3</sup>	99%以上 <sup>※1</sup>
	ガードレール等 の鉄製金属	約 11 t	約 11 t	約 28 t	99%以上 <sup>※1</sup>

※1) 「東京都建設リサイクル推進計画」に目標値がない項目は、他の項目を参考に99%以上としました。  
注) 橋梁構造で想定しているオールケーシング工法、トンネル構造で想定している NATM 工法では、建設泥土の発生はありません。

### 10.10.3 環境保全のための措置

#### (1) 工事の施行中

工事の施行中における廃棄物の影響を最小限にとどめるため、以下に示す環境保全措置を講じることとします。

##### 【予測に反映した措置】

- ・事業の実施に伴い発生する廃棄物は、「建設副産物適正処理推進要綱」（平成14年5月国官総第122号、国総事第21号、国総建第137号）、「東京都建設リサイクル推進計画」、「東京都建設リサイクルガイドライン」等に従い、他の公共事業との調整を図りながら、極力再資源化、再利用に努めます。
- ・建設発生土については、総量の削減に努めるとともに、搬出する場合は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、公共事業における建設発生土の利用を調整（利用調整会議）して、建設発生土の搬出時に他の公共事業（ストックヤードへの仮置きを含む）への利用（工事間利用）や再利用センター（再利用機関）等に指定地処分するなど、建設発生土の有効利用に努めます。  
なお、発生土処分場に搬出する場合には受入先の受入基準の確認後に搬出することとします。
- ・アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊及び撤去路盤については、再資源化施設などを活用し、再生品化を図るとともに、再生品を率先して利用するなど、再資源化・再利用に努めます。
- ・ガードレール等の鉄製金属については、可能な限り再資源化に努めます。
- ・廃棄物については、産業廃棄物の運搬・処分の業の許可を得た業者に委託して適正に処理・処分を行います。運搬の際には産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度に従い、適切に処理します。

##### 【予測に反映しなかった措置】

- ・計画・設計段階における発生抑制計画の検討を行うなど、廃棄物等の発生抑制に努めます。
- ・舗装路盤材等については、再生路盤材の使用に努めます。
- ・既設道路内（歩道等を含む。）に生育している樹木は、可能な限り移植する計画とします。
- ・工事施行時に特別管理廃棄物が確認された場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び東京都廃棄物条例に基づき適切に対処します。
- ・有効利用が困難な建設発生土が発生した場合は、受入れ先の受入基準を確認し、発生土処分場に搬出します。

#### 10.10.4 評価

##### (1) 環境影響の程度

評価の指標は、以下のとおりとしました。

- ・アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊及び建設発生土については、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(再資源化率 99%以上又は有効利用率 99%以上)を達成すること。
- ・撤去路盤、ガードレール等の鉄製金属については、再資源化率 99%以上とした目標値を達成すること。
- ・循環型社会形成推進基本法、「資源の有効な利用の促進に関する基本方針」及び東京都廃棄物条例等に定める事業者の責務に示される再資源化・再利用の推進等による廃棄物の減量の方針と合致すること。

予測・評価項目、 予測事項	環境影響の程度	
	トンネル等区間	
	【A案】既定都市計画案	【B案】南側変更案
<b>【工事の施行中】</b> 工事の施行に伴う建設廃棄物及び建設発生土の排出量、再資源化量、有効利用量及び処理・処分方法  廃棄物	—	— (+)
	<p>計画道路の工事の施行において発生するアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊は、合計約 4,700m<sup>3</sup>と予測しますが、再資源化率の予測を 99%以上とすることから、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(再資源化率 99%以上)を達成できます。</p> <p>建設発生土は約 398,700m<sup>3</sup>と予測しますが、有効利用率を 99%以上と予測することから、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(有効利用率 99%以上)を達成できます。</p> <p>撤去路盤は約 4,100m<sup>3</sup>、ガードレール等の鉄製金属は約 11t と予測しますが、再資源化率の予測を 99%以上とすることから、目標値(再資源化率 99%以上)を達成できます。</p> <p>また、計画・設計段階における発生抑制計画の検討を行う等、廃棄物及び建設発生土の発生抑制に努めるとともに、工事の施行に伴い発生する廃棄物等は、再資源化・再利用することから、評価の指標に示される事業者の責務に合致します。</p> <p>廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び東京都廃棄物条例に基づき、適正に処理し、工事施行時に特別管理廃棄物が確認された場合は、同法律及び同条例に基づき適切に対処します。</p>	<p>計画道路の工事の施行において発生するアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊は、合計約 4,700m<sup>3</sup>と予測しますが、再資源化率の予測を 99%以上とすることから、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(再資源化率 99%以上)を達成できます。</p> <p>建設発生土は約 383,700m<sup>3</sup>と予測しますが、有効利用率を 99%以上と予測することから、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(有効利用率 99%以上)を達成できます。</p> <p>撤去路盤は約 4,100m<sup>3</sup>、ガードレール等の鉄製金属は約 11t と予測しますが、再資源化率の予測を 99%以上とすることから、目標値(再資源化率 99%以上)を達成できます。</p> <p>また、計画・設計段階における発生抑制計画の検討を行う等、廃棄物及び建設発生土の発生抑制に努めるとともに、工事の施行に伴い発生する廃棄物等は、再資源化・再利用することから、評価の指標に示される事業者の責務に合致します。</p> <p>廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び東京都廃棄物条例に基づき、適正に処理し、工事施行時に特別管理廃棄物が確認された場合は、同法律及び同条例に基づき適切に対処します。</p>
<p>以上のことから、評価の指標とした「アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊及び建設発生土については、『東京都建設リサイクル推進計画』の目標値(再資源化率 99%以上又は有効利用率 99%以上)を達成すること。」「撤去路盤、ガードレール等の鉄製金属については、再資源化率 99%以上とした目標値を達成すること。」及び「循環型社会形成推進基本法等に定める事業者の責務に示される再資源化・再利用の推進等による廃棄物の減量の方針と合致すること。」を満足します。</p>		

注 1) ◎印:他の計画案に比べ大いに優れています。 —印:他の計画案と同じ又はほとんど差がありません。

△印:他の計画案に比べ劣っています。

(+)印:他の計画案と比べ優れるものの有意な差ではありません。

注 2) —をした箇所は、【A案】と【B案】で内容が異なる部分です。



予測・評価項目、 予測事項		環境影響の程度
		標準区間
廃棄物	【工事の施工中】 工事の施行に伴う建設廃棄物及び建設発生土の排出量、再資源化量、有効利用量及び処理・処分方法	<p>計画道路の工事の施行において発生するアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊は、合計約 6,600m<sup>3</sup>と予測しますが、再資源化率の予測を 99%以上とすることから、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(再資源化率 99%以上)を達成できます。</p> <p>建設発生土は、約 30,700m<sup>3</sup>と予測しますが、有効利用率を 99%以上と予測することから、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(有効利用率 99%以上)を達成できます。</p> <p>撤去路盤は約 4,400m<sup>3</sup>、ガードレール等の鉄製金属は約 28t と予測しますが、再資源化率の予測を 99%以上とすることから、目標値(再資源化率 99%以上)を達成できます。</p> <p>また、計画・設計段階における発生抑制計画の検討を行う等、廃棄物及び建設発生土の発生抑制に努めるとともに、工事の施行に伴い発生する廃棄物等は、再資源化・再利用することから、評価の指標に示される事業者の責務に合致します。</p> <p>廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び東京都廃棄物条例に示される適正処理の方針に基づき、適正処理を行い、工事施行時に特別管理廃棄物が確認された場合は、同法律及び同条例に基づき適切に対処します。</p> <p>有効利用が困難な建設発生土が発生した場合は、受入れ先の受入基準を確認し、発生土処分場に搬出します。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊及び建設発生土については、『東京都建設リサイクル推進計画』の目標値(再資源化率 99%以上、有効利用率 99%以上)を達成すること。」「撤去路盤、ガードレール等の鉄製金属については、再資源化率 99%以上とした目標値を達成すること。」及び「循環型社会形成推進基本法等に定める事業者の責務に示される再資源化・再利用の推進等による廃棄物の減量の方針と合致すること。」を満足します。</p>

## (2)環境配慮目標の達成の程度

廃棄物における環境配慮目標は、「東京都環境基本計画」における環境の確保に関する配慮の指針等と整合を図ることとしました。環境配慮目標の達成の程度を次に示します。

予測・評価項目、 環境配慮目標	環境配慮目標の達成の程度	
	トンネル等区間	
	【A案】既定都市計画面	【B案】南側変更案
廃棄物	<p>建設工事における廃棄物の発生をできる限り抑え、資源ロスを低減させ再生資材を活用</p>	<p>—</p> <p>(+)</p> <p>計画・設計段階における発生抑制計画の検討を行う等、廃棄物及び建設発生土の発生抑制に努めます。また、再生品の率先した利用に努めます。</p> <p>建設発生土の有効利用率の目標を 99%以上とし、公共事業における建設泥土及び建設発生土の利用を調整して、工事間利用に努めます。</p> <p>建設発生土の発生量は、【B案】に比べて約 15,000m<sup>3</sup>多くなります。</p>
	<p>建設時の副産物は、徹底的に分別し、可能な限り再利用</p>	<p>—</p> <p>コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等の再資源化率の目標を 99%以上とし、再資源化施設などを活用し再資源化に努めます。また、再生品の率先した利用に努めます。</p> <p>建設発生土の有効利用率の目標を 99%以上とし、公共事業における建設発生土の利用を調整して、工事間利用に努めます。</p>
	<p>再資源化施設に搬出する場合や処分の場合は適正に処理</p>	<p>—</p> <p>建設廃棄物については、廃棄物の運搬・処分の業の許可を得た業者に委託して適正に処理・処分を行います。運搬の際にはマニフェスト制度に従い、適切に処理します。</p> <p>有効利用が困難な建設発生土が発生した場合は、受入先の受入基準を確認し、発生土処分場に搬出します。</p>

注1) ◎印:他の計画面に比べ大いに優れています。 —印:他の計画面と同じ又はほとんど差がありません。  
△印:他の計画面に比べ劣っています。 (+)印:他の計画面と比べ優れるものの有意な差ではありません。  
注2) —をした箇所は、【A案】と【B案】で内容が異なる部分です。

予測・評価項目、 環境配慮目標	環境配慮目標の達成の程度	
	標準区間	
廃棄物	<p>建設工事における廃棄物の発生をできる限り抑え、資源ロスを低減させ、再生資材を活用</p>	<p>計画・設計段階における発生抑制計画の検討を行う等、建設廃棄物及び建設発生土の発生抑制に努めます。また、再生品の率先した利用に努めます。</p> <p>建設発生土の有効利用率の目標を 99%以上とし、公共事業における建設発生土の利用を調整して、工事間利用に努めます。</p>
	<p>建設時の副産物は、徹底的に分別し、可能な限り再利用</p>	<p>コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等の再資源化率の目標を 99%以上とし、再資源化施設などを活用し再資源化に努めます。また、再生品の率先した利用に努めます。</p> <p>建設発生土の有効利用率の目標を 99%以上とし、公共事業における建設発生土の利用を調整して、工事間利用に努めます。</p>
	<p>再資源化施設に搬出する場合や処分の場合は適正に処理</p>	<p>建設廃棄物については、廃棄物の運搬・処分の業の許可を得た業者に委託して適正に処理・処分を行います。運搬の際にはマニフェスト制度に従い、適切に処理します。</p> <p>有効利用が困難な建設発生土が発生した場合は、受入先の受入基準を確認し、発生土処分場に搬出します。</p>

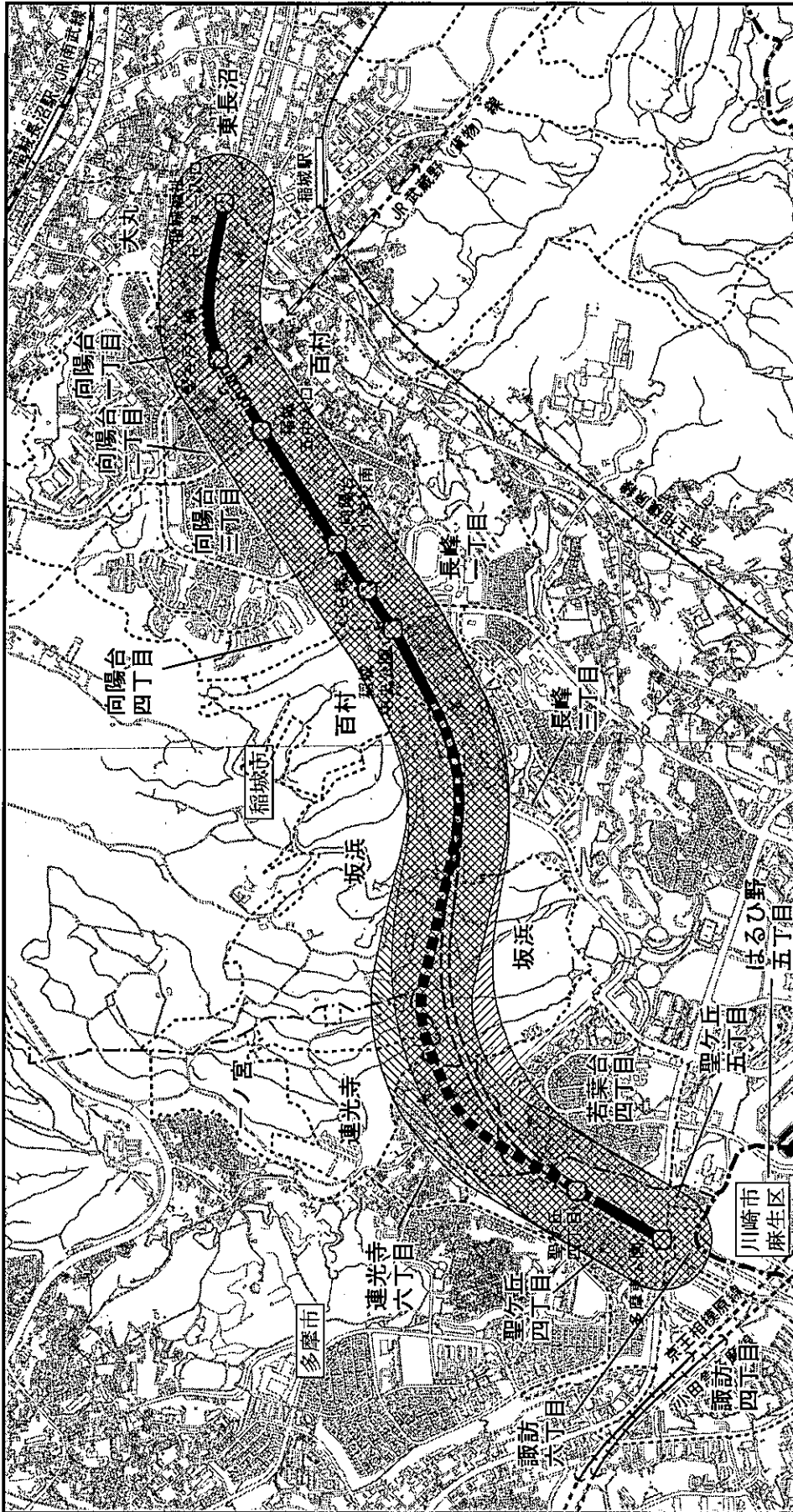
## 第11章 対象計画の案ごとの事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれのある地域を 管轄する市の名称及びその地域の町名

対象計画の案【A案】【B案】の事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれのある地域は図 11-1 に示す範囲です。

当該地域を管轄する市の名称及びその地域の町名は表 11-1 に示すとおりです。

表 11-1 環境に影響を及ぼすおそれのある地域の管轄する市及び町名

市名	町名
多摩市	一ノ宮の一部、連光寺の一部、連光寺六丁目の一部、 聖ヶ丘四丁目の一部、聖ヶ丘五丁目の一部、諏訪四丁目の一部及び諏 訪六丁目の一部
稲城市	東長沼の一部、大丸の一部、向陽台一丁目の一部、 向陽台二丁目の一部、向陽台三丁目の一部、向陽台四丁目の一部、百 村の一部、坂浜の一部、長峰一丁目の一部、長峰三丁目の一部及び若 葉台四丁目の一部
川崎市	はるひ野五丁目の一部



凡例

- 計画道路 (平面構造)
- - - - 計画道路 (トンネル構造 (A案 既定都市計画案))
- - - - 計画道路 (トンネル構造 (B案 南側変更案))
- 計画道路 (橋梁構造)
- ..... 都県界
- ..... 市界
- ..... 町界
- 交差点
- +— 鉄道
- ▨ 計画道路 (トンネル構造 (A案)) から片側約 150m の範囲
- ▩ 計画道路 (トンネル構造 (B案)) から片側約 150m の範囲



1:20,000

図 11-1 環境に影響を及ぼすおそれのある地域

## 第12章 その他

### 12.1 対象計画の案に基づく事業に必要な許認可等及び根拠法令

対象計画の案に基づく事業に必要な許認可等は、表 12-1 に示すとおりです。

表 12-1 対象計画の案に基づく事業に必要な許認可等及び根拠法令

根拠法令名	条 項	許認可等
都市計画法	第 21 条第 1 項	都市計画変更
	第 59 条第 2 項	都市計画事業認可

### 12.2 特例環境配慮書を作成した者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに特例環境配慮書の全部又は一部を委託した場合にあっては、その委託を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

[特例環境配慮書を作成した者]

名 称：東京都

代表者：東京都知事 小池 百合子

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

[特例環境配慮書の委託を受けた者]

【地域の概況、現地調査(大気汚染、騒音・振動、景観)】

名 称：株式会社福山コンサルタント

代表者：代表取締役社長 福島 宏治

所在地：福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目 6 番 1 8 号

【現地調査(交通量)】

名 称：株式会社新日本コンサルタント

代表者：代表取締役社長 市森 友明

所在地：富山県富山市吉作 9 1 0 番地 1

【予測・評価、特例環境配慮書】

名 称：パシフィックコンサルタンツ株式会社

代表者：代表取締役社長 重永 智之

所在地：東京都千代田区神田錦町三丁目 2 2 番地

## 12.3 特例環境配慮書を作成するに当たって参考とした資料の目録

- 「公共事業景観形成指針(公共事業の計画づくり指針)」(平成19年4月 東京都都市整備局)  
「東京都建設リサイクル推進計画」(平成28年4月 東京都都市整備局)  
「都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～」  
(平成28年12月 東京都)
- 「都市づくりのグランドデザイン」(平成29年9月 東京都)  
「東京の都市づくりビジョン(改定)」(平成21年7月 東京都)  
「多摩の振興プラン」(平成29年9月 東京都)  
「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 多摩部19都市計画」(平成26年12月 東京都)  
「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」  
(平成28年3月 東京都・特別区・26市・2町)
- 「稲城市都市計画マスタープラン2012年度改訂版」(平成25年3月 稲城市)  
「多摩市都市計画マスタープラン 平成25年改定」(平成25年6月 多摩市)  
「首都圏渋滞ボトルネック対策協議会 首都圏の主要渋滞箇所の特定期間」  
(平成30年12月閲覧 国土交通省関東地方整備局  
首都圏渋滞ボトルネック対策協議会ホームページ)
- 「東京都の緊急輸送道路」(平成30年12月閲覧 東京都建設局ホームページ)  
「多摩ニュータウン地域再生ガイドライン」(平成30年2月 東京都)  
「東京都環境基本計画」(平成28年3月 東京都)  
「緑施策の新展開」(平成24年5月 東京都)  
「緑の東京10年プロジェクト」基本方針～緑あふれる東京の再生を目指して～  
(平成19年6月 東京都)
- 「みどりの新戦略ガイドライン」(平成18年1月 東京都)  
「東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」  
(平成25年7月 東京都)
- 「東京都水循環マスタープラン」(平成11年4月 東京都)  
「東京都景観計画」(平成30年8月改定 東京都)  
「東京都建設リサイクルガイドライン」(平成29年12月 東京都)  
「東京都資源循環・廃棄物処理計画」(平成28年3月 東京都)  
「環境軸基本方針」(平成18年4月 東京都)  
「環境軸ガイドライン」(平成19年6月 東京都)  
「都市計画公園・緑地の整備方針(改定)」(平成23年12月 東京都)  
「緑確保の総合的な方針(改定)」(平成28年3月 東京都・特別区・26市・2町)  
「多摩しみどりと環境基本計画」(平成24年6月 多摩市)  
「多摩しみどりの基本計画」(平成24年6月 多摩市)  
「多摩市生物多様性ガイドライン」(平成29年8月 多摩市)  
「第二次稲城市環境基本計画」(平成25年3月 稲城市)  
「稲城市緑の基本計画」(平成24年3月 稲城市)



「生物多様性いなぎ戦略」(平成 27 年 3 月 稲城市)  
「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」  
(平成 30 年 12 月閲覧 東京都総務局ホームページ)  
「平成 26 年経済センサス 基礎調査」(平成 30 年 12 月閲覧 総務省統計局ホームページ)  
「平成 28 年経済センサス 活動調査」(平成 30 年 12 月閲覧 総務省統計局ホームページ)  
「平成 27 年道路交通センサス一般交通量調査結果」  
(平成 30 年 12 月閲覧 東京都建設局ホームページ)  
「東京都統計年鑑」(平成 30 年 12 月閲覧 東京都総務局ホームページ)  
「京王バス路線図」(平成 30 年 12 月閲覧 京王バスホームページ)  
「i バス路線図・時刻表」(平成 30 年 12 月閲覧 稲城市ホームページ)  
「東京の土地利用 平成 24 年 多摩・島しょ地域」(平成 26 年 3 月 東京都都市整備局)  
「東京都土地利用現況図[建物用途別](平成 24 年現在)多摩都市部」  
(平成 25 年 東京都都市整備局)  
「TAMA NEW TOWN SINCE 1965」(平成 20 年 4 月 独立行政法人都市再生機構)  
「統計たま 平成 28 年版」(平成 30 年 12 月閲覧 多摩市ホームページ)  
「統計いなぎ(平成 29 年度版)」(平成 30 年 12 月閲覧 稲城市ホームページ)  
「地区計画の内容」(平成 30 年 12 月閲覧 多摩市ホームページ)  
「地区計画」(平成 30 年 12 月閲覧 稲城市ホームページ)  
「多摩市都市計画図」(平成 27 年 3 月 多摩市)  
「稲城市都市計画図」(平成 28 年 3 月 稲城市)  
「施設案内」(平成 30 年 12 月閲覧 多摩市ホームページ)  
「多摩市の公園一覧」(平成 30 年 12 月閲覧 多摩市ホームページ)  
「多摩よこやまの道パンフレット」(平成 27 年 3 月 多摩市)  
「いなぎマップ」(平成 30 年 12 月閲覧 稲城市ホームページ)  
「市内施設情報」(平成 30 年 12 月閲覧 稲城市ホームページ)  
「施設一覧」(平成 30 年 12 月閲覧 東京都福祉保健局ホームページ)  
「医療機関を探す」  
(平成 30 年 12 月閲覧 東京都医療機関案内サービスひまわりホームページ)  
「多摩川水系 三沢川河川整備計画」(平成 27 年 4 月 東京都 神奈川県)  
「応急給水マニュアル」(平成 28 年 6 月 稲城市)  
「東京都の代表的な湧水」(平成 30 年 12 月閲覧 環境省ホームページ)  
「平成 28 年 都内の地下水揚水の実態(地下水揚水量調査報告書)」  
(平成 30 年 3 月 東京都環境局)  
「地盤沈下調査報告書」  
(平成 25 年～平成 29 年各年版 東京都土木技術支援・人材育成センター)  
「多摩市下水道プラン 2011」(平成 23 年 3 月 多摩市)  
「稲城市下水道プラン」(平成 24 年 3 月 稲城市)  
「気象観測データ」(平成 31 年 1 月閲覧 気象庁ホームページ)  
「地域気象観測所一覧」(平成 30 年 12 月閲覧 気象庁ホームページ)  
「大気汚染測定結果ダウンロード」(平成 30 年 12 月閲覧 東京都環境局ホームページ)

「大気汚染常時測定局測定結果報告」(平成 25 年度～平成 29 年度各年度版 東京都環境局)  
「公害苦情統計調査」(平成 30 年 12 月閲覧 東京都環境局ホームページ)  
「エコプラザ多摩(資源化センター)」(平成 30 年 12 月閲覧 多摩市ホームページ)  
「平成 30 年度エコプラザ多摩の大気環境調査結果」  
(平成 30 年 12 月閲覧 多摩市ホームページ)

「排ガスの測定値」(平成 30 年 12 月閲覧 クリーンセンター多摩川ホームページ)  
「自動車交通騒音振動調査結果」(平成 30 年 12 月閲覧 東京都環境局ホームページ)  
「道路交通騒音振動調査結果報告書」(平成 24 年度～平成 27 年度各年度版 東京都環境局)  
「平成 28 年度道路交通騒音・振動調査結果」  
(平成 30 年 12 月閲覧 東京都環境局ホームページ)

「生活環境の保全に関する環境基準(河川)」(平成 30 年 12 月閲覧 環境省ホームページ)  
「稲城市の環境」(平成 30 年 5 月 稲城市)  
「要措置区域等の指定状況」(平成 30 年 12 月閲覧 東京都環境局ホームページ)  
「長峰多目的広場土地利用検討報告書」(平成 24 年 9 月 長峰多目的広場ワークショップ)  
「旧坂浜処分場跡地の土地利用方針」(平成 27 年 4 月 稲城市)  
「水準基標測量成果表(基準日各年 1 月 1 日)」  
(平成 26 年～平成 30 年各年版 東京都土木技術支援・人材育成センター)

「東京都公共基準点・水準基標配点図」(平成 30 年 12 月閲覧 東京都建設局ホームページ)  
「日本の地形レッドデータブック 第 1 集-危機にある地形-」  
(平成 12 年 12 月 小泉武栄・青木賢人)

「東京都総合地盤図(Ⅱ)山の手・北多摩地区」(平成 2 年 3 月 東京都土木研究所)  
「地形分類図(八王子・藤沢・上野原)」(平成 7 年 3 月 東京都)  
「地形分類図(東京南西部)」(平成 9 年 3 月 東京都)  
「土砂災害警戒区域等マップ」(平成 30 年 12 月閲覧 東京都建設局ホームページ)  
「土砂災害危険箇所マップ」(平成 30 年 12 月閲覧 東京都建設局ホームページ)  
「稲城市史 上巻」(平成 6 年 3 月 稲城市)  
「表層地質図(八王子・藤沢・上野原)」(平成 7 年 3 月 東京都)  
「表層地質図(東京南西部)」(平成 9 年 3 月 東京都)  
「自然環境調査 Web-GIS」(平成 30 年 12 月閲覧 環境省生物多様性センターホームページ)  
「東京都の自然公園」(平成 30 年 12 月閲覧 東京都環境局ホームページ)  
「多摩市動植物調査」(平成 15 年 6 月～平成 16 年 3 月 多摩市)  
「保全地域の指定状況」(平成 30 年 12 月閲覧 東京都環境局ホームページ)  
「稲城市自然環境保全地域」(平成 30 年 12 月閲覧 稲城市ホームページ)  
「多摩市の文化財」(平成 30 年 12 月閲覧 多摩市ホームページ)  
「稲城市の文化財」(平成 30 年 12 月閲覧 稲城市ホームページ)  
「第 3 回自然環境保全基礎調査 東京都自然環境情報図」(平成元年 環境庁)  
「第 3 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(昭和 63 年 環境庁)  
「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」  
(平成 30 年 12 月閲覧 東京都教育庁ホームページ)

- 「多摩・三浦丘陵トレイル」  
 (平成 30 年 12 月閲覧 多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議ホームページ)
- 「美しい日本の歩きたくなる道 500 選」(平成 16 年 一般社団法人日本ウォーキング協会)
- 「新日本歩く道紀行『歴史の道』100 選」(平成 27 年 新日本歩く道紀行 100 選選考委員会)
- 「公園」(平成 30 年 12 月閲覧 多摩市ホームページ)
- 「みどり・公園」(平成 30 年 12 月閲覧 多摩市ホームページ)
- 「主な公園」(平成 30 年 12 月閲覧 稲城市ホームページ)
- 「東京都環境白書 2018」(平成 30 年 10 月 東京都環境局)
- 「東京都環境影響技術指針(付解説)」(平成 26 年 3 月 東京都環境局)
- 「短期暴露用拡散型サンプラーを用いた環境大気中の NO, NO<sub>2</sub>, SO<sub>2</sub>, O<sub>3</sub> および NH<sub>3</sub> 濃度の測定方法」(平成 22 年 8 月 横浜市環境科学研究所)
- 「地上気象観測指針」(平成 14 年 3 月 気象庁)
- 「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年版)」  
 (平成 25 年 3 月 国土交通省国土技術総合研究所)
- 「土木技術資料 Vol. 42, No. 1」(2000 年 1 月発行 一般財団法人土木研究センター)
- 「平成 27 年度都内自動車排出係数」(平成 29 年 11 月 東京都環境局)
- 「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成 12 年 10 月 環境庁)
- 「低周波空気振動調査報告書」(昭和 59 年 12 月 環境庁大気保全局)
- 「建設工事騒音の予測モデル“ASJ CN=Model 2007”(参考資料)」  
 (平成 20 年 4 月 日本音響学会誌 64 巻 4 号)
- 「建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(第 3 版)」  
 (平成 13 年 2 月 一般社団法人日本建設機械化協会)
- 「12. 建設工事に伴う騒音・振動の分析結果」  
 (平成 22 年度 土木技術支援・人材育成センター年報)
- 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和 62 年 4 月 建設省建関技第 103 号)
- 「土壌汚染の調査及び対策について」(平成 30 年 12 月閲覧 東京都環境局ホームページ)
- 「環境確保条例の土壌汚染対策に係るフロー図」  
 (平成 30 年 12 月閲覧 東京都環境局ホームページ)
- 「地形区分図」(産業技術総合研究所(2013) 八王子図幅より)
- 「平成 8 年～9 年 多 3・1・6 多摩・稲城トンネル(仮称)地質調査報告書」  
 (東京都多摩都市整備本部)
- 「[第二次改訂版]宅地防災マニュアルの解説[I]」(平成 19 年 12 月 宅地防災研究会)
- 「東京の地盤(GIS 版)」(2014 年 5 月 1 日一部更新 東京都土木技術支援・人材育成センター)
- 「平成 24 年度多摩連光寺自然環境調査委託報告書」(平成 25 年 3 月 東京都環境局)
- 「平成 25 年度多摩連光寺自然環境調査委託報告書」(平成 26 年 3 月 東京都環境局)
- 「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成 28 年度生物リスト」  
 (平成 28 年 9 月 国土交通省)
- 「環境省レッドリスト 2018」(平成 30 年 5 月 環境省)
- 「レッドデータブック東京 2013～東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)解説版～」  
 (平成 25 年 5 月 東京都)

- 「東京都における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の  
再資源化等の促進等の実施に関する指針」(平成 14 年 5 月 東京都都市整備局)
- 「日本の重要な植物群落Ⅱ 南関東版」(昭和 63 年 8 月 環境庁)
- 「植物群落レッドデータ・ブック」(平成 8 年 4 月  
公益財団法人日本自然保護協会・公益財団法人世界自然保護基金日本委員会)

令和元年 5 月 発行

### 特例環境配慮書の概要

— 多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線  
(稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目間) 建設事業 —

編集・発行

東京都都市整備局都市基盤部街路計画課  
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
電 話 0 3 ( 5 3 8 8 ) 3 3 2 8

東京都建設局道路建設部計画課  
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
電 話 0 3 ( 5 3 2 0 ) 5 3 1 8

本書に掲載した 5 万分の 1 及び 10 万分の 1 の地図は、国土地理院の淡色地図及び電子地図 2500 を使用したものである。

本書に掲載した 2 千分の 1 から 2 万分の 1 までの地図は、国土地理院長の承認 (平 24 関公第 269 号) を得て作成した東京都地形図 (S = 1:2,500) を使用 (30 都市基交第 871 号) して作成したものである。無断複製を禁ずる。